



**Alberry Asia Co.,Ltd.**

アルベリアアジア株式会社 会社案内

# ONE STOP SOLUTION



# ONE STOP

## タイの事業展開をより円滑に進めるために、 私たちが的確なサポートを提供いたします。

日本企業がタイに進出する際には、実にさまざまな活動・手続きが求められます。

さらに、進出後は継続的に、タイ国特有の法規制や商習慣への対応にも相当の時間と労力が必要となります。

私たちは会社設立から、その後に発生する多くの問題について解決策を総合的にワンストップで提供いたします。

現地の習慣・情報に精通しているアルベリーアジアが、全力で貴社のタイ事業をサポートいたします。

### 企業法務

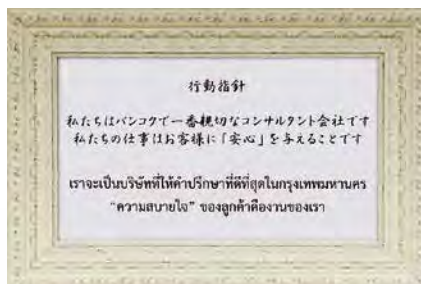
- 会社登記 / VAT登録
- BOI新規申請・認内容変更手続き
- 銀行口座開設・資本金入金手続き
- ビザ / ワークパーミット / 社会保険加入
- 各種許認可申請 (工場操業許可・輸出入許可・営業許可等)
- 各種契約書作成・レビュー / 就業規則作成
- 会社清算 (撤退) 手続き

### 企業コンサルティング

- 法務・労務・その他会社運営に関する相談
- 従業員不正問題・労働争議への対処
- タイ国弁護士を紹介
- 通関・物流・貿易に関する諸手続き及び問題解決
- FDA (食品医薬品局) への許認可申請
- 技能実習生 (日本向け実習生・帰国後就職先紹介)

### 会計・税務

- 月次会計記帳代行 (財務諸表作成)
- 年次決算処理・諸手続き代行
- 月次・年次税務及び社会保険源泉管理
- 会計・税務顧問サービス / 税務監査対応
- 税還付手続きのサポート
- 在庫・原価管理 (ストックカード)



### ビジネスマッチング

- 合弁先 (パートナー) 探し
- 合弁先候補との折衝・交渉支援
- 合弁契約書作成・レビュー
- 広告媒体紹介 (インタビュー記事等)
- 展示会・商談会の案内

### 現地事務所・工場

- 本社事務所・工場候補地調査・選定
- レンタルオフィス・工場紹介 / 工業団地案内
- 条件交渉・契約書レビュー / 建設業者・内装業者選定
- 日本人赴任者用住居紹介
- ITインフラ・業務システム業者紹介
- 現地スタッフ採用サポート



# SOLUTION

C O M P A N Y P R O F I L E

## 会社概要

社名 Alberry Asia Co., Ltd.  
代表者 増井 哲朗  
住所 142 Two Pacific Place Unit 1106 11F, Sukhumvit Road,  
Khlongtoei, Khlongtoei, Bangkok 10110 THAILAND  
資本金 8,000,000 THB  
設立 2010年12月  
従業員数 30名 (2019年5月現在)  
・日本人3名 (内役員2名) ・タイ人27名  
目的 在タイ日系企業の諸問題の  
ワンストップソリューションを実現する  
関連会社 Alberry Asset Consulting Co., Ltd.  
Factory Network Asia (Thailand) Co., Ltd.



C E O P R O F I L E

## 代表 増井 哲朗 (ますい てつろう)



1948年1月 静岡県生まれ  
1970年3月 中央大学法学部卒業  
1970年4月 日本軽金属株式会社 本社営業部  
1989年4月 日本軽金属株式会社 鋳鍛製品事業部 営業部長  
1992年4月 松尾工業株式会社 代表取締役就任 (出向)  
本社:長野県上田市 従業員数:300名 業種:アルミ鋳鍛造メーカー  
1995年9月 エンケイタイ株式会社 代表取締役就任  
2001年6月 エンケイ株式会社 上席取締役就任  
財務統括責任者 (CFO) 兼アジア・大洋州事業部管掌 (アジア各拠点取締役)  
2008年2月 エンケイ株式会社 顧問就任  
エンケイホールズインディアリミテッド 副会長就任  
2010年12月 アルベリーアジア株式会社 設立  
現 在 タイ進出企業の総合的支援のために、ワンストップソリューション機能を備えた  
Alberry Asia 社を設立。多くの企業を円滑・短期間で開業に導くとともに、進出  
後の諸問題について、直接面談を通じて的確な解決方法を助言している。お客様  
に安心を与えるコンサルタントを目指して活動中。

# SOLUTION

## 私たちのタイ進出支援の考え方

ソリューションは“個別”です。まずは、ご相談ください。

私たちはお客様のお手伝いをするに当たって、海外進出は全てが“オーダーメイド”だと考えています。もちろん、類似のケースもありますが、やはり一社ずつ目指すものも、取り巻く環境も違います。したがって、まず、十分な話し合いを行います。タイ進出で実現したい「事業の形」、そのためにBOI申請は必要か、駐在員事務所という選択肢はあるのか等々です。そして、各企業様個別の最適解を目指します。また、タイ進出後の企業様にも、同様な手法で、あるときはマラソンの伴走者のように、あるときは山岳ガイドやシェルパのように、常にお客様のすぐ脇でサポートを続けて参ります。

▼ 当社に多く寄せられる質問事項は次のようなものです。

### 1 | タイ進出は決めたものの、会社設立など、どこから手を付けて良いか分からない。

当初、対応しなくてはならないことや準備しなくてはならない書類に圧倒されてしまいます。商号予約・BOI申請・社印・会社登記・税務登記・銀行口座開設・資本金導入に加えて併行して工場・事務所の手配・各種許認可・採用活動・什器備品の購入・各種印刷物作成等ですから、圧倒されるのは当たり前のことです。当社は、会社設立の全ての課程と手順を、経験豊富なスタッフが十分に説明し、的確なガイドをいたします。

### 2 | レンタル工場・建設業者の契約書について、注意点が分からない。

創業期の多忙に紛れて、重要な契約書の確認ができていないことが多くあります。退出時に契約残日数のレンタルフィーを全て支払う条項があったり、次回契約時に法外な値上げ交渉を受けたりとか、最初にしっかり確認しておけば、避けられることは多くあります。当社は、提携する法律事務所の弁護士所見も含め、契約の注意点に助言をいたします。

### 3 | 操業許可・営業許可がなかなか取れない。

工場建設が完了し、設備の導入も終わったのに、操業許可が取れないので稼働できない。店舗の内装も完了したのに、営業許可が下りないので開業できないというような事態は絶対に避けたいことです。操業許可に関しては建設業者、工業団地、監督官庁との連携が重要ですし、営業許可に関しては関係役所との素早い折衝が重要です。当社では、経験豊富なスタッフがこうした交渉のコーディネートいたします。

### 4 | 就業規則・雇用契約書など内部の統制書類をどのように整えて良いか分からない。

就業規則は会社にとっては「憲法」と言ってもよいものです。会社の規模にかかわらず創業期に用意すべきです。その内容はあくまで、タイの労働者保護法に基づいたものでなくてはなりません。2019年5月にも労働者保護法の修正案が施行されました。常に適切に更新していくことも重要です。当社では、各企業様に適した就業規則・雇用契約書の作成、従業員への周知方法の助言をいたします。

### 5 | BOI恩典申請について、どのように進めるのか、もともと申請が出来るのか不安。

タイ国への投資を奨励する立場のBOIは親切な官庁です。まずは、申請したい事業（プロジェクト）の内容を整理して、相談に行くのが良いやり方です。具体的な方法を親切に助言してくれます。BOI恩典を取得後も設備の輸入にあたっての免税手続きやBOIへの操業開始申請などの一連の手続きが待っています。当社では、申請手続きから恩典の使用まで、トータルなサポートをいたします。

### 6 | 会計業務が滞りがち、会計事務所との間の質疑応答が円滑に行われぬ。

本件は、税金の還付を申請している企業様には、死活問題とも言えます。実際は、原因のほとんどが「ミスコミュニケーション」と言うことができます。会計のことを理解しない通訳が両社側に存在し、ちょうど、電報ゲームのような事態が起きます。結果、「ようやく返答が来たら、質問したことと違う」というようなケースが多発します。当社はこうした問題を克服し、お客様の質問へのクイックレスポンスを常に心がけています。

### 7 | 労務問題が悩み、就業態度の余りに悪い従業員を退職させたい。

タイ人はごく簡単に「労働裁判所」に相談に行きます。費用が掛からないのですから当たり前のことです。就業規則に罰則規定があっても、それが労働者保護法と整合が取れていることが前提です。また、法律的に正しいことが、即ベストな解決方法と言えないのが、労務問題の難しいところです。当社はパートナー弁護士と連携を取りながら、多くの案件を解決してきた経験からの確かな助言をいたします。

### 8 | 通関・物流・貿易についてタイの実情が把握できていない。

タイに物品を輸入しようとして、通関時にトラブルとなり、物品が港や空港に留め置かれるという事態を多く見かけます。これは、扱った輸入代行業者にも責任はあるのですが、やはり荷主として、各企業様が知識を持たなくてはなりません。タイにはタイの物品ごとの規則が存在します。また、現在のように二国間貿易協定が存在する状況では、一定の処理で大幅に関税を下げることができます。当社は物流のエキスパートによる的確な助言を行っています。

### 9 | FDA（食品医薬品局）に申請が必要な製品を扱うことになった。

タイ国政府への許認可業務の中で、手続きが煩雑で取得が難しいのがFDAの許認可と言えます。あくまで世界基準で運用されており、日本よりも甘いということはありません。まず、当該物品がどの分野（カテゴリー）での審査を受けることになるのか、それさえも事前には分からないケースがあります。当社ではFDAのエキスパートによる的確な助言を行っています。

### 10 | タイ人技能実習生を日本に送り、3年の実習が終わったらタイ法人で働いて欲しい。

日本本社工場に実習生として3年間働いた人材がタイ工場に戻ってきてくれたら大きな力となります。ただ、法律的に必ずタイ工場に就職することを強制することはできません。ただ、現状は、日本本社側としては人手不足を解消できるので、拒む理由はありません。まずは、タイ人実習生を本社に送り出すということから始めてみてはどうでしょうか。当社では、信頼できる実習生送り出し機関をご紹介します、コーディネートいたします。

### 11 | タイ国内でもっと販売量を増やしたい。ビジネスマッチングや広告方法を検討したい。

タイ進出後に、自社の製品が広く認知され、順調に売上げを伸ばすというのは理想ですが、タイ国では認知されるまでに相当な時間を要します。一方、タイでは日本以上に、事業分野別に各種の展示会が盛んです。また、そうした会場でのビジネスマッチングも盛んに行われています。広告も有力なフリーペーパーが商業・工業系ともに存在します。当社では、FNA・U-MACHINE社との業務提携を通じて、お客様に最適な方法を提案いたします。



## アクセス

### 車利用の場合

スクンビット通り (Sukhumvit Road) ソイ4とソイ6の間、The Landmark Bangkokホテルの隣です。  
 1階にKASIKORN銀行とUOB銀行が入居しているビルの11階です。

### รถเดินทางโดยรถยนต์

จะอยู่ระหว่างซอยสุขุมวิท 4 และซอยสุขุมวิท 6 โดยอยู่ติดกับโรงแรมแลนด์มาร์คกรุงเทพฯ  
 อาคารมีจุดสังเกตคือชั้น 1 ของอาคารจะมีธนาคารกสิกรไทยและธนาคารยูโอบีตั้งอยู่ ซึ่งบริษัทจะตั้งอยู่ที่ชั้น 11 ของอาคาร

### 電車利用の場合

BTS (スカイトレイン) Sukhumvit線 (Green Line) Nana駅②番出口を出て徒歩1分以内。  
 1階にKASIKORN銀行とUOB銀行が入居しているビルの11階です。

### รถเดินทางโดยรถไฟฟ้า

ให้ออกทางออกที่ 2 ของสถานีรถไฟฟ้ามหานคร สายสุขุมวิท (สายสีเขียว) จากนั้นเดินประมาณ 1 นาที  
 อาคารมีจุดสังเกตคือชั้น 1 ของอาคารจะมีธนาคารกสิกรไทยและธนาคารยูโอบีตั้งอยู่ ซึ่งบริษัทจะตั้งอยู่ที่ชั้น 11 ของอาคาร

Google Mapアプリで「アルベリーアジア」または「Alberry Asia」とご検索ください。  
 สำหรับการค้นหาแผนที่ผ่านทางแอปพลิเคชัน Google Map สามารถค้นหาได้โดยพิมพ์คำว่า "Alberry Asia"



[www.alberryasia.co.th](http://www.alberryasia.co.th)